

第7回法テラスの在り方に関する有識者検討会(提出資料)

2026 年9月 24日

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事 生水 裕美

総合法律支援の原点を踏まえた法テラスの使命・果たすべき役割について

法テラス創設から 20 年が経過し、社会や人々が抱える課題は大きく変化しています。これからの法テラスには、創設時の「全国どこでも、誰でも、手を伸ばせば届く司法」という理念を受け継ぎながら、複合化する課題に対応する司法インフラとしての役割が求められます。

その実現には、理念を掲げるだけでなく、法テラスが何を担うのかを具体化し、限られた人員・財源の中で優先順位を付けながら、段階的に進めていくことが必要だと思います。

私は、特に以下の点が重要だと考えますので意見を述べます。

1 法テラスは「法律相談の窓口」から「地域の司法インフラ」へ

現在、生活困窮、孤独・孤立、自殺念慮、障害、DV、虐待、身より問題など、複数の課題が重なるケースが増えています。困っている人が自ら法テラスを探して相談に来るのを待つだけでは、必要な司法支援が届かない場合があります。法テラスは、自治体や福祉の相談支援とつながり、司法を必要としている人を見つけ、適切な法律専門職につなぎ、関係機関とともに、その人の生活と権利を支える役割を果たすべきです。

つまり、総合法律支援を、単に「法律問題を解決する仕組み」としてではなく、「司法へのアクセスを保障し、人の権利と生活を支える仕組み」として捉え直す必要があります。そのためには、福祉・行政の相談員が法律的な問題に気づき、法テラスにつなぎやすくすること、法テラスから福祉や生活支援につなぐこと、アウトリーチや出張相談、オンライン相談によって司法につながりにくい人にも支援を届けることなど、入口から支援につながるまでの仕組みを整える必要があります。

2 「地域司法プラットフォーム」として、地域の力をつなぐ

こうした役割を実現するため、法テラスを「地域司法プラットフォーム」の中核として明確に位置付けることを期待します。自治体、福祉機関、医療機関、学校、地域包括支援センター、民間支援団体など、地域ですでに人を支えている機関と日常的につながり、包括的支援体制や生活困窮者支援、孤独・孤立対策など、既存の地域の仕組みの中に法テラスが自然に参加することが重要です。

例えば、

- * 福祉の相談から法テラスへ、法テラスから福祉・生活支援へつなぐ
- * 多機関のケース会議や支援会議に法テラスが組織として参加する

* 地域の司法アクセス上の課題を自治体・福祉等と共有する

* アウトリーチ、出張相談、オンライン相談を行う

といった取組を、個々の担当者の熱意や人間関係に依存するのではなく、法テラスの組織として継続できる仕組みにしていける必要があります。その際、スタッフ弁護士だけでなく、契約弁護士、契約司法書士を含む地域の法律専門職の力を柔軟に組み合わせることが重要です。

地域によって担い手や資源は異なるため、一律の仕組みだけではなく、それぞれの地域の実情に応じて、法テラスが地域の法律専門職とつながり、必要な人に司法を届ける体制をつくる必要があります。

3 「協力してください」だけではなく、専門職の仕事として正当に評価する

ここは、地域司法プラットフォームを実現する上で、特に重要な点だと思います。福祉等から持ち込まれる複雑な連携案件、多機関によるケース会議への参加、関係機関との調整、相談者への同行・同席などには、専門的な判断と相当な時間・労力が必要です。こうした活動について、単に「地域のために協力してください」とお願いするだけでは、結局、現場の専門職の善意や無償の労力に依存する構造から抜け出せません。

したがって、これらを法テラスの正式な連携業務として位置付け、専門職が担う仕事として、その専門性と時間に見合った適切な報酬評価や必要な経費の手当てをセットで考える必要があります。

例えば、

* 多機関ケース会議への参加

* 福祉職・行政職員への法的助言

* 関係機関との支援方針の調整

* 相談者への同行・同席

* 出張相談・巡回相談

* 事件受任前の予防的・緊急的な法的支援

* 地域の連携協議会や事例検討会、研修への参加

などについて、業務内容や所要時間を踏まえた報酬と、交通費・通信費等の必要経費を明確にすることが必要です。専門職の善意を否定するのではなく、善意があっても、それだけに依存しない仕組みにする。そのことが、地域の法律専門職に継続して力を発揮してもらうためにも重要だと思います。

また、必要に応じて、社会福祉士、精神保健福祉士、心理職、通訳など、さまざまな専門職が関われる体制も検討すべきです。

4 自治体・福祉との連携と、司法としての独立性を両立する

一方で、地域司法プラットフォームを考えると、忘れてはいけないのが司法としての独立性です。今回、【資料 3】に示された、「司法が『公共性の空間』を支える柱となる」という考え方は、これからの法テラスを考える上でも非常に重要だと感じました。

法テラスは、生活支援の場面では自治体や福祉と協力する一方で、行政の決定や対応について、「本当にこの人の権利は守られているのか」という視点から、住民の側に立って法的なチェックを行う役割も持つべきです。例えば、行政不服審査や住民訴訟など、行政との関係で生じる法的問題についても、必要な人が司法につながる環境を支えることは、司法アクセスの重要な役割だと思います。

つまり、法テラスには、「行政と連携するが、行政に依存しない」「地域に入っていくが、司法としての独立性は守る」という二つの視点が必要と考えます。声を上げにくい人の側に立ち、その人の権利を守ることも法テラスの重要な役割です。これが、いわゆる「アドボカシー」と呼ばれる機能だと思います。

そのため、法テラスが行政の施策の一部や「下請け」のようになってしまうことは避けなければなりません。そして、この独立性を実質的に保障するためにも、特定の行政施策や予算に過度に依存しない、安定した財政基盤が必要です。

5 地域司法を支える財政基盤と、民事法律扶助を一体的に考える

地域司法プラットフォームは、「連携してください」という呼びかけだけでは持続しません。自治体や関係省庁の既存の施策・予算を活用し、協働していくことは重要ですが、それだけに依存するのではなく、法テラス自身が地域司法を継続的に支えるための財政基盤を持つ必要があります。

特に、司法ソーシャルワーク、多機関連携、ケース会議への参加、アウトリーチなどは、相談件数や事件数だけでは評価しにくい活動です。これらを法テラスの正式な役割として位置付け、必要な人員、専門職への報酬、交通費等の経費、連携に必要な体制整備のための予算を確保することが必要です。

また、司法へのアクセスを実質的に保障するためには、民事法律扶助も重要です。法テラスにつながっても、経済的な理由から必要な法的支援を受けられなければ、「手を伸ばせば届く司法」にはなりません。そのため、被援助者の負担と弁護士報酬を切り分ける仕組み、一部免除や給付制、償還免除の拡充、申請手続の簡素化などを検討し、必要な人が相談だけで終わらず、実際の法的支援、生活の立て直し、権利の回復までつながる制度にしていかなければなりません。

つまり、地域司法プラットフォームを支える財政基盤と、利用者が司法につながるための民事法律扶助を、別々の問題ではなく、「司法へのアクセスを保障するための基盤」として一体的に考えることが重要だと思います。

6 10 年後の法テラスを見据えて

これからの 10 年を考えたとき、私は、法テラスが「法律相談をするところ」から、もう一歩進んだ存在になってほしいと思います。それは、「一人で抱えなくても、地域で司法につながるができる」という社会を支える存在です。自治体や福祉、医療、地域の相談機関とながり、契約弁護士・契約司法書士を含む地域の法律専門職をつなぎ、必要な人に司法を届ける。そして、その連携を専門職の善意だけに頼るのではなく、適切な報酬や経費を保障し、継続できる仕組みにする。同時に、行政の施策に組み込まれるだけではなく、必要なときには行政の判断を法的にチェックし、住民の側に立って権利を守る。

そのような、「地域に根を張りながら、独立した司法インフラとして機能する法テラス」を、これからの 10 年で目指していくことが重要だと思います。そのためには、いきなり全国一律にすべてを実施するのではなく、まず地域の司法アクセス上の課題を把握する、次にモデル地域で連携や報酬の仕組みを試行する、その成果を検証し、効果のある取組を全国に広げる、という段階的な進め方が現実的だと思います。

20 年前の「全国どこでも、誰でも、手を伸ばせば届く司法」という理念を、今の社会に合わせて、「一人で抱えなくても、地域で司法につながるができる」という形に、もう一度つくり直していく。そして、司法が「公共性の空間」を支える柱であるという原点を忘れず、地域の中で人の生活と権利を支える。それが、これからの総合法律支援と法テラスの使命ではないかと考えます。